

雨水タンク設置の手引き

【雨水タンク設置費補助制度の目的】

地球温暖化等が要因となって引き起こされる気候変動により自然災害はこれから年々増大すると言われていています。

上尾市では自然災害、特に水害による被害を未然に防ぐため、市民の皆様には雨水貯留タンクの設置をお願いしています。雨水を貯留していただくことで河川へ雨水が流れ出る量を少なくし、河川水位の上昇を抑えることができます。また、貯めた雨水を樹木、道路への散水などに再利用することもできます。



【補助金交付の対象条件】

1. **市内に住所があり、自己の家庭用に設置を行う。**
2. **タンクが既製品であり、雨水を有効利用できる。**
3. **タンクに100ℓ以上の雨水を貯留することができる。**
(複数のタンクでも合計が100ℓ以上で、互いに連結されていれば補助金交付の対象になります。)
4. **タンクを安全に設置・使用・維持管理できる。**

○補助対象となるタンク

市販されている雨水タンクなどの雨水タンクで、貯留容量が100ℓ以上のもので、貯留した雨水を有効に利用するための器具（蛇口等）を備えていること。また、複数のタンクでも容量の合計が100ℓ以上で、互いに連結されていれば補助金交付の対象になります。

（例： 50ℓタンク×2つ＝100ℓ 80ℓタンク×2つ＝160ℓ）

○補助対象者

市内に在住する人で自己の家庭用に供する雨水タンクを設置する方で、雨水タンクを常に良好に維持管理できる方。

また、他市から上尾市内に転居される方でもタンクの設置をし、市が直接各ご家庭に伺い、設置の確認を行うまでに上尾市内に移り住んでいる方であれば申請を行うことができます。

○補助金額

1世帯につき年度内2基とし、雨水タンク1基あたりの購入及び設置に要する費用に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と**3万円**とを比較していずれか少ない額とします。

○補助金額算出例

雨水貯留タンク本体価格：45,000円

設置費用：4,500円 の場合

（タンク本体価格＋設置費用）＝45,000＋4,500＝49,500円

補助金額はこの2分の1なので

49,500÷2＝24,750円

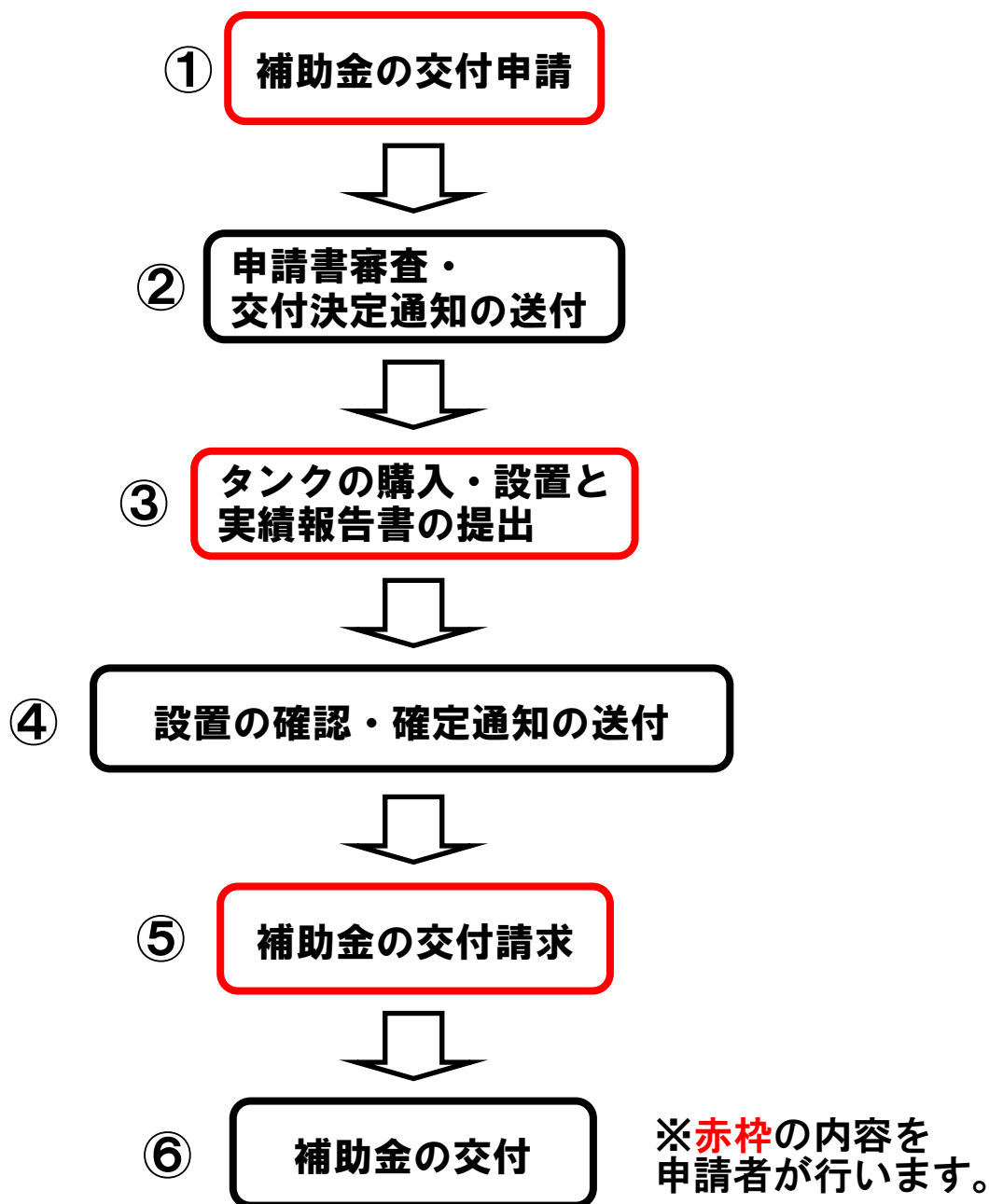
また、1,000円未満の端数は切り捨てなので

24,000円が補助金として交付されます。

【雨水タンク購入方法】

上尾市建設管理課までお問い合わせください。また、ご家庭でインターネットに接続されている方は、検索サイトで「雨水タンク」と検索していただくと通信販売のサイトがいくつか出てきます。そこで各通信販売会社を通して雨水タンクを購入することができます。

○申請手続き順



① 補助金の交付申請

制度を利用される場合は、購入前に下記の申請書と添付書類が必要になります。

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 案内図
- (3) 設置箇所図
- (4) 雨水タンク構造図（カタログ等で容量が分かるもの）
- (5) 見積書の原本又は写し

② 申請書審査・交付決定通知の送付

市は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付決定通知をお送りします。その後に設置工事を実施してください。

③ タンクの購入・設置と実績報告書の提出

補助金の交付決定通知を受領した後、タンクを購入し、設置してください。タンクの設置が完了したのち、30日以内に補助事業等実績報告書と下記の添付書類を添えて市に提出してください。

- (1) 補助事業等実績報告書
- (2) 領収書の原本又は写し
- (3) 案内図
- (4) 設置箇所図
- (5) 雨水タンク設置写真

④ 設置の確認・確定通知の送付

市は、提出された補助事業等実績報告書を受領し、設置の確認を行いません。その後、申請者へ補助金確定通知をお送りします。

⑤ 補助金の交付請求

申請者は、補助金等確定通知書の受領後において補助金等交付請求書を下記の添付書類を添えて市に提出してください。

- (1) 補助金等交付請求書
- (2) 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し
- (3) 支払口座振替依頼書

⑥ 補助金の交付

市は、交付請求書を受領し、申請者の指定口座に振り込みます。

【交付決定後に設置工事内容の変更や中止があった場合】

交付決定後に設置工事内容を変更する場合や、中止する場合は、所定の手続きが必要となります。詳しくは建設管理課へお問い合わせください。

問い合わせ先 建設管理課 占用・管理担当
建設管理課メールアドレス

Tel 048-775-8597(直通)
s404500@city.ageo.lg.jp